



平成18年5月12日

各 位

会 社 名 明 星 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 大 谷 壽 輝  
(コード番号1976 大証第1部)  
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 部 長 印 田 博  
(TEL 06-6447-0275)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第64回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、電子公告制度を採用し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を明確にするため、所要の変更を行うものであります。

(2)「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)(以下この変更の理由において「会社法等」という。)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

当会社に設置する機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を定めるため、機関の設置に関する規定を新設するものであります。

株券を発行する旨を定め、また、単元未満株式に係る株券の不発行に関する規定を新設するものであります。

単元未満株主の行使できる権利を明確にするため、単元未満株主の権利に関する規定を新設するものであります。

取締役会決議を機動的に行えるようにするため、書面または電磁的記録による取締役会の承認をできるようにするため、取締役会に関する規定を新設するものであります。

その他、会社法等の施行に基づく必要な規定の新設、不要となる規定の削除を行うとともに、表現の変更および構成の整備等所要の変更を行うものであります。

(3) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することが可能とする旨の規定を新設し、併せて、相談役および顧問についての規定を削除するものであります。

(4) 上記の条文の新設および削除に伴い条数の変更を行うとともに、一部字句の整備など全般にわたって所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1億9,000万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1億9,000万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
( 1 単元の株式の数 )	( 単元株式数および単元未満株券の不発行 )
<p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000株とする。 ( 新 設 )</p>	<p>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>
( 単元未満株券の不発行 )	
<p>第 8 条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	( 削 除 )
( 単元未満株式の買増し )	
<p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式数の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	( 削 除 )
( 基準日 )	
<p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	( 削 除 )
<p>2 前項その他本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	( 削 除 )

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人をおく。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、諸届、株券の再発行、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱</u>ならびに手数料は、<u>株式取扱規則による。</u></p> <p>2 株式取扱規則は、取締役会でこれを定める。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株主<u>(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>の氏名等<u>株主名簿の記載事項の変更、单元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続</u>ならびに手数料は、<u>株式取扱規則による。</u></p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 <u>单元未満株式を有する株主は、その单元未満株式と併せて单元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(招集の時期) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者および議長) 第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。 2 取締役社長に支障があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席株主の議決権の過半数をもって、<u>これを行なう。</u> 2 <u>商法第343条に定める総会決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって、これを行なう。</u></p>	<p>(<u>単元未満株主の権利</u>)</p> <p>第12条 <u>当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>法令により定款をもってしても制限することができない権利</u> 2. <u>株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 3. <u>単元未満株式買増請求をする権利</u></p> <p>(招集の時期) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>) 第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第15条 (現行どおり)  2 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 <u>会社法第309条第2項に定める株主総会決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その</u>議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は15名以内とする。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、これを</u>行なう。</p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって</u>行なう。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の残任期間</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)  第20条 <u>取締役会は、その決議により代表取締役若干名を定める。</u>  2 <u>代表取締役は、当会社を代表する。</u>  3 <u>取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)  第21条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u>  (削除)  2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬)  第21条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集者および議長)  第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</u>  2 <u>取締役社長に支障があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>  3 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u>  4 <u>取締役会は、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u>  (新設)</p>	<p>(取締役会)  第22条 (現行どおり)  2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>  3 (現行どおり)  4 <u>取締役会は、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u>  5 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。なお、可否同数のときは、議長がこれを決定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	6 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u>
(新 設)	7 <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</u>
(取締役会の決議の方法)	(削 除)
第23条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。</u>	(削 除)
2 <u>可否同数のときは、議長がこれを決定する。</u>	(削 除)
(相談役および顧問)	(削 除)
第24条 <u>当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問をおくことができる。</u>	(削 除)
(新 設)	(報酬等)
第23条	第23条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は5名以内とする。 (新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第24条 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>2 補欠監査役の選任決議の効力は、<u>当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 監査役は株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、<u>これを行なう。</u></p>	<p>(選任)</p> <p>第25条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の残任期間とする。</u></p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第29条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会は、監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>3 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>4 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(補欠監査役)</p> <p>第32条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役候補者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、これを行なう。</p> <p>3 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催される時までとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(営業年度) 第33条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当) 第34条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当) 第35条 <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当として金銭の分配を行なうことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第30条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(事業年度) 第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第32条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> 2 <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)  第36条 利益配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第33条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)  第34条 期末配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p>

以 上